

# 第5次安城市行政改革大綱(見直し)

～持続可能で安定的な行政経営～



平成25年11月22日

# 目 次

	ページ
第1 策定の背景及び見直しの趣旨	1
第2 これまでの行政改革の歩み	2
第3 基本方針	3
1 行政改革の基本方針	3
(1) 市民、地域との協働による行政経営	3
(2) 地方の時代に自立できる行政経営	3
(3) 成果を重視する行政経営	3
2 行政改革の取組方法及び推進体制	4
(1) 計画期間	4
(2) 重点項目及びアクションプランの策定	4
(3) 大綱の推進体制	5
(4) 推進状況の評価及び公表	5
第4 重点項目	6
1 市民参加と協働の推進	6
2 質の高い市民サービスの向上	8
3 行政情報の共有化	9
4 自立的な経営基盤の確保	10
5 コスト・成果を重視する行政経営	11
第5 アクションプラン	13
1 市民参加と協働の推進	14
(1) 市民参加を促進します	14
(2) 協働のまちづくりを進めます	15
2 質の高い市民サービスの向上	20
(1) 市民サービスを充実します	20
(2) 施設の管理運営を見直し、利便性を向上します	23
3 行政情報の共有化	24
(1) 市民ニーズを把握します	24
(2) わかりやすい行政情報を提供します	25
4 自立的な経営基盤の確保	28
(1) 自主財源の安定確保を推進します	28

(2) 政策形成能力・遂行機能の向上を推進します	30
5 コスト・成果を重視する行政経営	32
(1) 事業の選択と経営資源の集中を推進します	32
(2) コスト削減と行政サービスの維持・向上の両立を推進します	35

## 第1 策定の背景及び見直しの趣旨

本市では、昭和60年8月に「安城市行政改革大綱」を策定以来、市民の生活意識や価値観の多様化、社会経済状況の変化などに対応するために、3回の大綱の改定を行い、行政改革を進めてきました。

しかしながら、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来など、地方自治体を取り巻く環境は、年々変化しています。また、地方分権という大きな流れの中で、これからの地方自治体は、自らの責任と判断で独自のまちづくりを進め、魅力ある都市として自立していくため、将来にわたり主体的かつ効率的な行政運営に努めていかなければなりません。

また、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」においては、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担い、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組んでいくことが求められています。今後は、国及び県からの権限委譲などによって、市が多くの役割を担っていくとともに、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくこととなります。

こうした中、本市では行政改革の指針として、平成23年度から平成27年度までの5年間で推進期間とした「第5次行政改革大綱」を策定し、「市民、地域との協働による行政経営」、「地方の時代に自立できる行政経営」、「成果を重視する行政経営」を基本方針に掲げ、持続可能で安定的な行政経営を行うため、行政改革に取り組んできたところです。

しかし、中には社会経済情勢の変化により立ち行かなくなったもの、2年半の取組により想定を上回る結果が得られたもの、新たな課題が判明したもの等、計画と実際の取組に乖離が生じているものが見受けられました。また、今年7月には「行政改革に関するアンケート」を実施し、市民の皆様から2年半の取組に対する多くのご意見をいただきました。

こうした状況及び市民の皆様のご意見等を踏まえ、この度本大綱及び実施計画であるアクションプランを真に実効性のあるものとするため、見直しを行いました。この見直し後の大綱及びアクションプランに基づき、これまで以上に積極的に行政改革に取り組んでまいります。

## 第2 これまでの行政改革の歩み

本市が、昭和60年から取り組んできた行政改革の歩みについては、次のとおりです。

大綱次数	策定年次	取組項目など	削減額
第1次 S60～62	昭和60年8月	①事務事業の見直し ②組織・機構の簡素合理化 ③給与の適正化 ④定員管理の適正化 ⑤民間委託、OA化等事務改革の推進 ⑥会館等公共施設の設置・管理運営の合理化	—
第2次 H8～13	平成8年3月	①事務事業の見直し ②公共事業の見直し ③時代に即応した組織・機構の見直し ④定員管理及び給与の適正化の推進 ⑤効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進 ⑥行政の情報化の推進等による行政サービスの向上 ⑦会館等公共施設の設置及び管理運営	775,489千円
第3次 H12～17	平成12年6月	①市民との協働 ②行政の透明性の確保 ③事務事業の見直し ④行政の情報化による行政サービスの向上 ⑤健全な財政運営 ⑥公共施設の適正管理 ⑦時代に即応した組織編制	1,507,293千円
第4次 H18～22	平成18年6月	①市民が満足する行政サービス提供します。 ②市民との協働のまちづくりを進めます ③効率的・効果的な財政運営に努めます ④地方の時代にふさわしい経営基盤を形成します。 ⑤政策形成できる人材の育成と適正な人事管理を行ないます。 ⑥電子市役所の構築を推進します。 ⑦行政の公平性・透明性を高め、説明責任を果たします。	1,418,838千円
第5次 H23～	平成23年6月	①市民参加と協働の推進 ②質の高い市民サービスの向上 ③行政情報の共有化 ④自主的な経営基盤の確保 ⑤コスト・成果を重視する行政経営	648,806千円 ※平成24年度までの実績数値

## 第3 基本方針

### 1 行政改革の基本方針

景気悪化の影響により今後の財政を取り巻く状況は大変厳しいものがあることから、行政改革の手を緩めるわけにはいきません。

今後の行政改革は、持続可能で安定的な行政経営を行っていくために、より一層限りある人と予算の効率性を高めて、質の高い行政サービスを提供していかなければなりません。

このことから、本市では、次の基本方針に基づいて、行政改革を推進します。

#### (1) 市民、地域との協働による行政経営

平成22年4月に施行された「安城市自治基本条例」の理念に基づき、市民と行政が共に役割と責任を分かち合い、相互に連携・協力し補完しながら公共サービスの提供に努める「協働」のまちづくりを実践します。

#### (2) 地方の時代に自立できる行政経営

地方分権の一層の進展や少子高齢化が進む中、基礎自治体として自立して行政経営を担っていくためには、経営基盤の強化や人材育成、選択と集中による取り組みなど推進し、安定した行政経営を行います。

#### (3) 成果を重視する行政経営

最少の経費で最大の効果を挙げるため、コスト意識を持ち、成果を重視した行政経営を行います。

## 2 行政改革の取組方法及び推進体制

### (1) 計画期間

この大綱の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年とします。

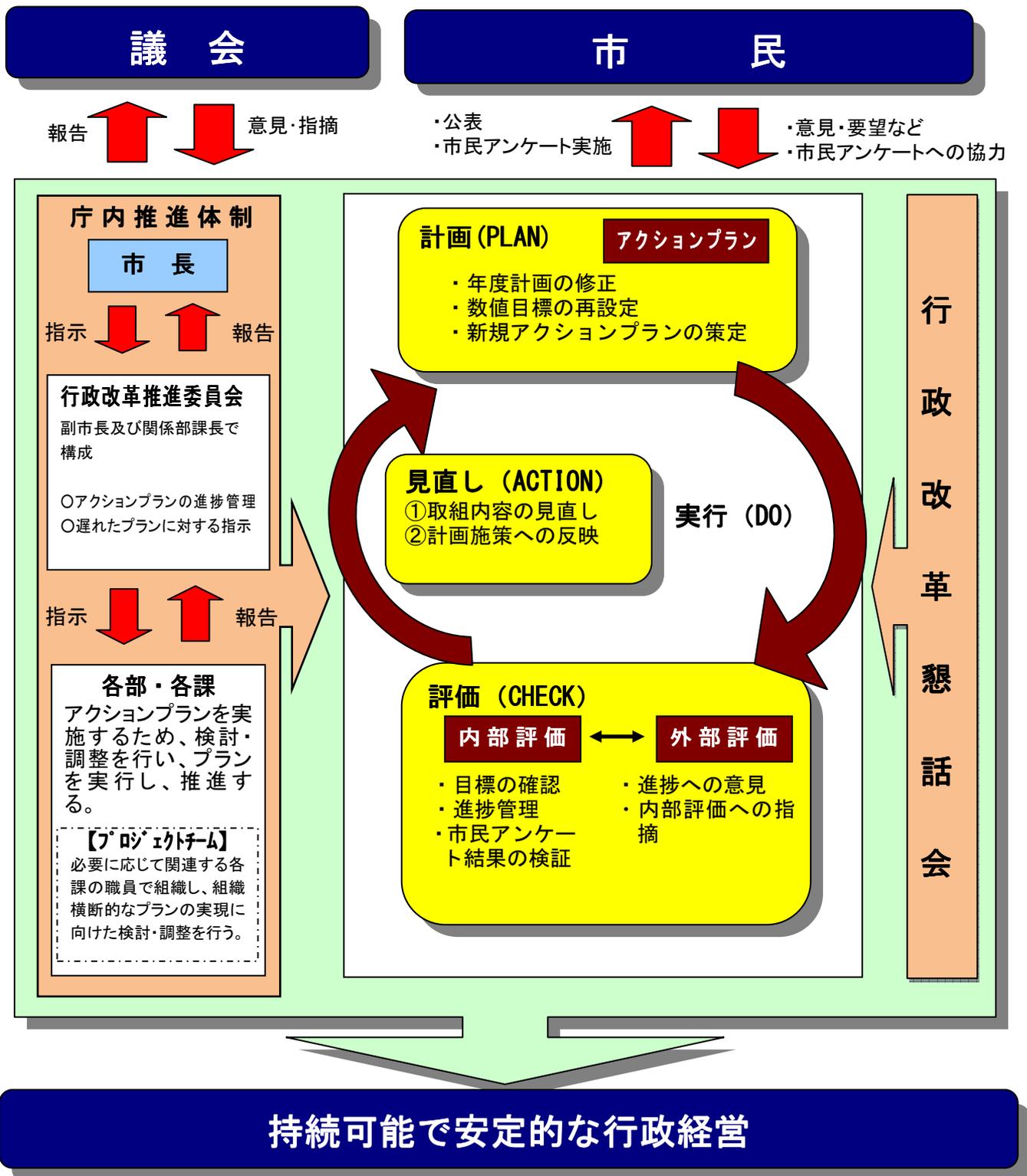
### (2) 重点項目及びアクションプランの策定

この大綱の基本方針を踏まえて重点項目を定め、その重点項目を達成するための手段として、具体的な取組項目及び実施年次を定めたアクションプランを策定します。

#### 【大綱の体系】



(3) 大綱の推進体制



(4) 推進状況の評価及び公表

この大綱及びアクションプランは、外部の委員による評価を行い、広報紙や市公式ウェブサイト等により市民に分りやすく公表します。

## 第4 重点項目

### 1 市民参加と協働の推進

少子高齢社会の到来、国や自治体の財源が縮小する一方で、市民<sup>※1</sup>ニーズは多様化し、社会問題も複雑化してきており、行政だけですべての公共サービスを行うことは限界に近づきつつあります。

このことから、地域社会においては、日常生活や身の回りで発生する問題は、まず、個人や家族が自主的かつ自発的に取り組みますが、個人や家族で解決できないときは、コミュニティ<sup>※2</sup>などが支援して解決します。それでも解決できない問題は、行政が市民参加<sup>※3</sup>と協働<sup>※4</sup>により取り組みます。

こうした相互扶助を再生し、「新しい公共」<sup>※5</sup>によるまちづくりによって、支え合いと活気のある社会を作ります。

#### ●市民参加と協働に関する市民満足度

年度	目標値	実績値
平成22年度(基準年)	—	48%(現状値 <sup>※6</sup> )
平成25年度(中間年)	65%以上	63%(中間実績値 <sup>※7</sup> )
平成27年度 <sup>※7</sup> (最終年)	80%以上	

※1 「市民」

市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）

※2 「コミュニティ」

町内会、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の地域の課題に自ら取り組む団体

※3 「市民参加」

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動すること

※4 「協働」

市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、補完し合いながら協力すること

※5 「新しい公共」

教育や子育て、防災や福祉などを行政だけで担うのではなく、地域で関わりのある市民やコミュニティと共に担うという考え方

※6 「現状値」

各重点項目における市民満足度の現状値は、平成22年6月に「行政改革に関するアンケート」を実施した結果です。20歳以上の市民の中から無作為に抽出した3,000人を対象に実施し、回答者数は1,016人（回収率：33.9%）でした。

※7 「中間実績値」

平成25年度(中間年)における各重点項目の市民満足度であり、平成25年7月に「行政改革に関するアンケート」を実施した結果です。20歳以上の市民の中から無作為に抽出した3,000人を対象に実施し、回答者数は1,361人(回収率45.4%)でした。

※7 「平成27年度」

平成27年度が最終年度であるが、市民満足度を図るアンケートは5年間の実績が確定する平成28年度に実施します。

## (1) 市民参加を促進します

### 【アクションプラン】

No.	アクションプラン名	見直し内容	ページ
1-(1)-1	市民が市政について討議し、市へ提言する（仮称）市民討議会の調査・研究	修正	14
1-(1)-2	市民参加を促進するための仕組みづくり	修正	14

## (2) 協働のまちづくりを進めます

### 【アクションプラン】

No.	アクションプラン名	見直し内容	ページ
1-(2)-1	新たな地域づくりの研究		15
1-(2)-2	行政と市民活動団体との協働の推進		15
1-(2)-3	町内会のウェブサイト開設支援	修正	16
1-(2)-4	我が町を守る「中学生防災隊」の結成		16
1-(2)-5	要援護高齢者地域見守り体制の整備	修正	17
1-(2)-6	市民農園運営組織のネットワーク化の構築	修正	17
1-(2)-7	明治用水緑道への新たな街路樹愛護会の設立	完了	18
1-(2)-8	エリアマネジメント導入（桜井駅周辺地区まちづくり組織の見直し）～「強制」から「共生」へ～		18
1-(2)-9	地域住民の自発的なスポーツ活動の推進		19
1-(2)-10	市民参加と協働による図書館サービスの拡充		19

## 2 質の高い市民サービスの向上

市民ニーズの多様化、高度化に対応し、市民の行政に対する満足度を向上させるために、市民が何を求めているかを的確に把握し、常に市民の目線に立ったより良いサービスを提供します。

その実現のため、市民にとって分かりやすく、利用しやすい市役所を目指し、市民サービスを充実させるとともに、公共施設を有効活用できるように管理運営を見直します。

### ●質の高い市民サービスに関する市民満足度

年度	目標値	実績値
平成22年度(基準年)	—	61%(現状値)
平成25年度(中間年)	70%以上	66%(中間実績値)
平成27年度(最終年)	80%以上	

### (1) 市民サービスを充実します

#### 【アクションプラン】

No.	アクションプラン名	見直し内容	ページ
2-(1)-1	庁舎案内の充実		20
2-(1)-2	窓口サービスの向上	修正	20
2-(1)-3	システム導入による子どもとのふれあい時間の確保		21
2-(1)-4	園児への保健・栄養指導等の充実 —元気っ子の育成—		21
2-(1)-5	出前講座(まちかど講座)の拡充		22
2-(1)-6	一般旅券(パスポート)の発給申請の受理・交付等事務の開始	新規	22

### (2) 施設の管理運営を見直し、利便性を向上します

#### 【アクションプラン】

No.	アクションプラン名	見直し内容	ページ
2-(2)-1	電子申請(施設予約)の拡充		23
2-(2)-2	公共施設の休館日、閉館時間等の見直しの検討		23

### 3 行政情報の共有化

市民に開かれた行政を進めるためには、行政の保有する情報を市民と共有する必要があります。

そのため、市民の声を活かした行政運営ができるように広聴機能の充実を図ります。そのうえで、ウェブサイト等の各種広報媒体を活用し、行政情報を効果的な発信方法で分かりやすく提供します。

#### ●行政情報の共有化に関する市民満足度

年度	目標値	実績値
平成22年度(基準年)	—	53%(現状値)
平成25年度(中間年)	65%以上	59%(中間実績値)
平成27年度(最終年)	80%以上	

#### (1) 市民のニーズを把握します

##### 【アクションプラン】

No.	アクションプラン名	見直し内容	ページ
3-(1)-1	eモニター制度の導入		24
3-(1)-2	市公式ウェブサイト「望遠郷」へのモニター導入		24
3-(1)-3	市民からの提案、意見、要望とその検討結果を公表する仕組みづくり		25

#### (2) わかりやすい行政情報を提供します

##### 【アクションプラン】

No.	アクションプラン名	見直し内容	ページ
3-(2)-1	ウェブサイトでの情報提供の充実		25
3-(2)-2	市道地図情報のウェブサービス	完了	26
3-(2)-3	視覚障害者への市政情報の提供の拡充	修正	26
3-(2)-4	市政情報コーナーの利用拡大		27
3-(2)-5	市民への災害情報提供の充実	新規	27

#### 4 自立的な経営基盤の確保

地方分権改革を踏まえ自立的な行財政運営を確立するため、市税徴収体制の強化、市有財産の有効活用など自主財源の安定確保に努めます。

また、増大・多様化する市民ニーズと複雑・高度化する行政課題、地域主権への転換に的確に対応できるよう更なる組織強化と人材育成を実施し、政策形成能力と政策遂行機能の向上を図ります。

##### ●経営基盤の確保に関する市民満足度

年度	目標値	実績値
平成22年度(基準年)	—	51%(現状値)
平成25年度(中間年)	65%以上	74%(中間実績値)
平成27年度(最終年)	80%以上	

#### (1) 自主財源の安定確保を推進します

##### 【アクションプラン】

No.	アクションプラン名	見直し内容	ページ
4-(1)-1	広告事業の推進		28
4-(1)-2	市有財産の適正貸付		28
4-(1)-3	西三河地方税滞納整理機構設立等による安定的な自主財源の確保	修正	29
4-(1)-4	健全財政の堅持		29

#### (2) 政策形成能力・遂行機能の向上を推進します

##### 【アクションプラン】

No.	アクションプラン名	見直し内容	ページ
4-(2)-1	人材育成に資する研修等の充実		30
4-(2)-2	多様な人材の確保		30
4-(2)-3	新たな人事評価システムの導入		31
4-(2)-4	政策研究機能の強化		31
4-(2)-5	政策法務体制の整備	修正	32

## 5 コスト・成果を重視する行政経営

経営資源を有効かつ効率的に運用するため、投入したコストと産出された結果、住民利益としての成果をシンプルでわかりやすく示すことのできる行政マネジメントシステムを構築するほか、第三者による事業評価を実施するなど情報の共有と行政の透明化を図るとともに、これらを予算編成等に反映することにより、事業の選択と資源の集中を図ります。

最少の経費で最大の効果を上げるため、公共施設等の効率的な管理運用と民間の経営手法の積極的導入に努め、コスト削減と行政サービス維持・向上の両立を図ります。

### ●コスト・成果を重視する行政経営に関する市民満足度

年度	目標値	実績値
平成22年度(基準年)	—	59%(現状値)
平成25年度(中間年)	70%以上	76%(中間実績値)
平成27年度(最終年)	80%以上	

### (1) 事業の選択と経営資源の集中を推進します

#### 【アクションプラン】

No.	アクションプラン名	見直し内容	ページ
5-(1)-1	事業仕分けの導入		32
5-(1)-2	安城市行政マネジメントシステムの構築	修正	33
5-(1)-3	行政評価(施策評価)の仕組みの構築	修正	33
5-(1)-4	下水道事業の中長期経営計画の策定		34
5-(1)-5	補助金等の定期的な見直し		34

## (2) コスト削減と行政サービス維持・向上の両立を推進します

### 【アクションプラン】

No.	アクションプラン名	見直し内容	ページ
5-(2)-1	職員の諸手当の見直し		35
5-(2)-2	外郭団体の経営改善の方針及び経営改善計画の策定		35
5-(2)-3	情報システム資産の省資源・省エネ化	修正	36
5-(2)-4	情報システムの共同開発等の検討	完了	36
5-(2)-5	公有財産台帳と固定資産台帳の統合		37
5-(2)-6	公用車管理の見直し		37
5-(2)-7	市有バスの効率的な運用		38
5-(2)-8	公用車整備の効率化		38
5-(2)-9	工事関係書類の電子化に伴う保管管理システムの構築		39
5-(2)-10	エルタックス（市税の電子申告）の推進		39
5-(2)-11	医療機関からの各検診結果の電子データ化	修正	40
5-(2)-12	エコ住宅を活用した集団移転による効率的な整備		40
5-(2)-13	水田貯留による雨水対策		41
5-(2)-14	指定管理者制度の拡充		41
5-(2)-15	「創意と工夫」の継続実施		42
5-(2)-16	基幹系システムの統合	新規	42



# 1 市民参加と協働の推進

## (1) 市民参加を促進します

No.	1-(1)-1	市民が市政について討議し、市へ提言する(仮称)市民討議会の調査・研究				企画政策課(各課)
プラン内容	無作為に抽出した市民に参加してもらい、地域の課題や市政の各分野における問題を把握・整理し、グループに分かれ討議していく仕組みと、その討議結果を市政運営に取り入れる方法を調査・研究する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●調査・研究		●方針の決定	●試行及び検証	
見直し内容	市民討議会の開催については、次期総合計画の策定段階で民意を収集する手段として実施を想定していたものであり、現計画である第7次総合計画の期間が1年延長されたため計画を修正した。					

No.	1-(1)-2	市民参加を促進するための仕組みづくり				市民協働課
プラン内容	市民が主体のまちづくりを行うため、市政への市民参加の実施計画及び実施状況を公開し、市民参加が推進される仕組みづくりを行う。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●市民参加の実施計画及び実施状況の公表 ●市民向けリーフレット作成 ●職員向け研修開催				→
数値目標	【現状値】 審議会等による 参画率※1 1.2% (5.5%)※2	2%	4%	10%	13%	15%
見直し内容	審議会の中には、その目的・内容から市民参加にそぐわない会もあることから、総委員数の捉え方を法令・条例に基づく審議会の中で市民参加条例第6条※3の対象となる審議会委員に修正した。					

※1算出方法:審議会等の市民公募委員数÷総委員数(法令・条例に基づく審議会の中で市民参加の対象となる審議会)×100

※2 括弧内の数値は見直し後の算出方法に基づいた数値

※3 市民参加条例第6条では市民に対し義務を課す、若しくは権利を制限する内容の条例制定・改廃、重要な計画策定等については市民参加を求めなければならない、としており総合計画審議会、男女共同参画審議会などがある。

(2) 協働のまちづくりを進めます

No.	1-(2)-1	新たな地域づくりの研究				企画政策課・市民協働課
プラン内容	地域内分権について、行政と地域の役割分担の枠組みを検討し、権限と財源を移譲する手法などについて研究する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●調査・研究	●事例研究	●手法の検討	●方針決定	

No.	1-(2)-2	行政と市民活動団体との協働の推進				市民協働課(各担当課)
プラン内容	市民との協働における、双方の役割や責任の範囲、また資金のあり方など基本事項を定め、協働が促進される具体的な事業を実施する。 また、職員の意識改革につながる研修を開催する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●市民とのワークショップによる協働の仕組みづくりの検討	●市民活動団体と協働して行う公益事業について検討	●全職員向け研修の開催 ●市民活動団体向け説明会の実施 ●協働事業の実施	●協働事業の実施及び検証	→
数値目標	【現状値】 協働事業数(年間) —	—	—	3事業	5事業	5事業

No.	1-(2)-3	町内会のウェブサイト開設支援				市民協働課 (情報システム課)	
プラン内容	住民相互の助け合いが日ごろから行える仕組みを構築するため、町内会の活動内容を不特定多数の住民が知ることができるよう、ウェブサイトを作成する町内会への、開設後のメンテナンスも含めた、開設支援を行う。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		●各町内会の意向調査	●各町内会ウェブサイトの標準化検討	●町内会連協 HP 作成	●HP 更新(随時) ●フェイスブック活用支援	→ →	
見直し内容	人員不足や体制等によりウェブサイトを作成し維持管理していく事が困難な町内会も多い事から、町内会の代表ウェブサイトを作成し、そこから各町内会情報を広く発信していく計画に修正した。ただし、独自で情報発信していく意向のある町内会については、フェイスブックなど簡易な情報発信について支援していく。						

No.	1-(2)-4	我が町を守る「中学生防災隊」の結成				防災危機管理課	
プラン内容	高齢化が進む中、普段、地域にいて、一定の理解力と体力を有する中学生は地域防災力の担い手として活躍が期待される。NPO等との協働により「中学生防災隊」を結成し、地域における防災力の向上を図るとともに、生徒にも地域で取り組む防災の意義について理解を深めてもらう。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		●導入の検討	●実施	→	→	→	
数値目標	【現状値】 中学生防災隊数 (累計) — 〔全中学校数 8校〕	—	1校	2校	3校	4校	

No.	1-(2)-5	要援護高齢者地域見守り体制の整備					社会福祉課
プラン内容	今後ますます増加する要援護者に対応するには、町内福祉委員会をはじめとする地域での見守り活動(要援護者把握・安否確認・日常生活支援等)が不可欠である。このため、地区社会福祉協議会を連携の要として新たな地域見守り体制を整備する。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		●新たな地域見守り活動モデル事業の実施	→	●事業実施	→	→	
数値目標	【現状値】 見守り活動協力福祉委員会数(累計) — 〔福祉委員会数 69委員会〕	4 福祉委員会	8 福祉委員会	20 福祉委員会	40 福祉委員会	60 福祉委員会	
見直し内容	福祉委員会が設置されていない地域があったり、福祉委員会が設置されていても活動が低調あるいは担い手不足等により見守り活動を展開できる体制が整備されていない状況を考慮し数値目標を修正した。今後、取り組む事が難しい町内会については、別にそれぞれの地域の実情に合った見守り活動を地域福祉計画策定の中で検討していく。						

No.	1-(2)-6	市民農園運営組織のネットワーク化の構築					農務課
プラン内容	個々の市民農園運営者が、独自の手法で運営しているが、市民農園の経営の効率化と持続的な発展のため、園主会により情報や資源を共有し、将来的に相互連携できるよう横断的な連絡組織の創設を目指す。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		●園主会の開催	→	●共同イベントの開催	→	→	
数値目標	【現状値】 共同イベント開催回数(年間) —	—	—	1回	2回	2回	
見直し内容	現在の市民農園開設数は4園であり、市民農園運営協議会の設立には至らないため、園主会の継続開催・共同イベントの開催数を増やし、より情報等の共有できる体制を築き将来的にネットワーク化の構築を目指せるよう計画及び数値目標を修正した。						

No.	1-(2)-7	明治用水緑道への新たな街路樹愛護会の設立				公園緑地課
プラン内容	広域にまたがる明治用水緑道は、街路樹愛護会を設立していないところが多いが、街路樹愛護活動に興味のある人に積極的に声をかけ、各明治用水緑道に愛護会を設置する。市民が管理し、市民の憩いの場となる明治用水緑道を目指す。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●愛護会募集(町内会等)	●愛護会募集(ボランティア団体等)			→
数値目標	【現状値】 緑道街路樹愛護会数 (累計) 9か所	9か所	10か所	11か所	12か所	13か所
見直し内容	当初の最終目標値を上回る愛護会ができ、想定していたほぼ全ての箇所に設置できたことから、完了とした。					

No.	1-(2)-8	エリアマネジメント導入(桜井駅周辺地区まちづくり組織の見直し) ~「強制」から「共生」へ~				区画整理課
プラン内容	行政主導のまちづくり活動から、住民主体の自立・持続的なエリアマネジメント(まちの維持管理・運営)活動を行う。桜井駅周辺地区まちづくり委員会が市の補助金やコンサルタントへの委託料によって、まちづくり憲章策定や桜井ウォークラリー開催などを行っている。組織を自立的組織(NPO法人など)に再編し、維持管理の業務受託収入や会費、事業収入により維持管理、防犯パトロールなどを実施していく。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●活動内容(公共施設管理)の研究  ●収益性のあるイベント研究	●活動内容の実践  →	●収益性のあるイベント開催	●組織化研究と人材、会員の確保	→  ●エリアマネジメント活動開始 (まちづくり委員会の解散・新しい組織の設立)
数値目標	【現状値】 まちづくり委員会への補助金(年間) 1,000千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	700千円	500千円

No.	1-(2)-9	地域住民の自発的なスポーツ活動の推進				スポーツ課
プラン内容	地域住民がスポーツ活動を自発的に実施できるよう、市内2番目の総合型地域スポーツクラブの創設に向け、地域での課題解決のための必要性などを啓発し、モデル地区の立候補を促す。平成26年度までに、市内2番目の総合型地域スポーツクラブの創設を目指す。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●モデル地区の選定	●設立準備会の組織化 ●住民へのPR活動実施	→	●総合型地域スポーツクラブの発足	—
数値目標	【現状値】 クラブ数(累計) 1組織	1組織	1組織	1組織	2組織	—

No.	1-(2)-10	市民参加と協働による図書館サービスの拡充				中央図書館
プラン内容	市民ニーズの拡大に伴う市民の読書活動、特に子どもの読書活動を推進する新たな図書館サービスを展開するため、ボランティア(サポーター)を計画的に養成する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●図書館利用者交流促進のため、友の会の活動内容の方向性の確立 ●年代別おはなし会の拡充のため、公民館拠点の読み聞かせボランティアの養成及び既存ボランティアの連携とスキルアップ	→	→	●図書館利用者交流促進のため、友の会の活動の活性化 ●年代別おはなし会の拡充のため、中央図書館拠点の読み聞かせボランティアの養成及び既存ボランティアの連携とスキルアップ	→
数値目標	【現状値】 友の会会員数(累計) 20名 読み聞かせボランティア数(累計) 12グループ・135名	25名 13グループ・145名	30名 14グループ・155名	35名 15グループ・170名	40名 16グループ・185名	50名 17グループ・200名

## 2 質の高い市民サービスの向上

### (1) 市民サービスを充実します

No.	2-(1)-1	庁舎案内の充実					行政課
プラン内容	市民の誰もが目的の窓口ですぐに行けるように、庁舎内の案内板に外国語や業務内容を表示することで、よりわかりやすい窓口にする。また、プライバシー保護のために、窓口カウンターに間仕切りを設置する。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●課名表示板に外国語表示(ポルトガル語、英語)を添付</li> <li>●業務案内表示の設置</li> <li>●現行カウンター用の目隠し衝立の規格を決定し設置</li> </ul>					

No.	2-(1)-2	窓口サービスの向上					市民課(市民税課、情報システム課)
プラン内容	窓口の混雑緩和や利便性の向上のために各種証明書の自動交付機、コンビニ交付の有用性を踏まえ導入を検討する。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		●調査・研究		→	●方針決定		
見直し内容	マイナンバー法案の成立が平成24年11月の衆議院の解散に伴い大幅に遅れ、国・県から十分な情報提供がされていないため、方針決定を1年延長し有用性を踏まえ導入の検討を行う。						

No.	2-(1)-3	システム導入による子どもとのふれあい時間の確保				学校教育課
プラン内容	手作業で行っている欠席管理や月末集計の自動化、通知表や指導要録等へのデータ反映をする校務支援ソフトを小中学校に導入する。これにより、事務負担が軽減され、教師本来の仕事である「子どもとのふれあい時間」を確保し、教育の質を高め、よりよい教育を提供する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●中学校へ導入	●小学校へ導入			
数値目標	<b>【現状値】</b> 校務支援ソフト導入校数(累計) 小学校1校 中学校1校  (全小学校数 21校 全中学校数 8校)	小学校1校 中学校8校	小学校21校 中学校8校	—	—	—

No.	2-(1)-4	園児への保健・栄養指導の充実 ー元気っ子の育成ー				子ども課
プラン内容	子ども課に配置している保健師・栄養士が園に出向き、保育士と連携し季節に応じた指導(健康教育)を実施することにより、よりよい保育環境を提供し、元気っ子※を増やす。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●実施 (市立保育園)  ●実施方法の検証 (園及び保護者へのアンケート)		(市立幼稚園、市立保育園)	(市立幼稚園、市立保育園、私立保育園)	(市立幼稚園、市立保育園、私立保育園)
数値目標	<b>【現状値】</b> 実施箇所数(累計) — (全市立幼稚園、保育園及び私立保育園数 35園)	12園	23園	27園	35園	35園

※「元気っ子」

早寝早起きができる子、朝ごはんを食べる子、病気の予防ができる子

No.	2-(1)-5	出前講座(まちかど講座)の拡充				生涯学習課
プラン内容	職員による出前講座(まちかど講座)のメニューに、市民団体が自らの専門知識を活かした内容の講座を設定し、市民向けの出前講座を行うことにより、市民主体の生涯学習推進を図るとともに、出前講座の拡充を図る。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●学習メニュー作成(市民団体への呼びかけ)	●出前講座の拡大実施			→
数値目標	【現状値】 まちかど講座数 (年間) 25講座 570回	25講座 570回	28講座 600回	30講座 620回	30講座 620回	30講座 620回

No.	2-(1)-6	一般旅券(パスポート)の発給申請の受理・交付等事務の開始				市民課
プラン内容	安城市民の利便性向上を図るため、愛知県から事務の移譲を受け、平成26年4月から本市市民課窓口にて一般旅券(パスポート)の発給申請の受理・交付等事務を開始する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
				●業務開始に向けた準備	●一般旅券(パスポート)の発給申請の受理・交付業務開始	→
見直し内容	新規プランとして位置付けた。					

(2) 施設の管理運営を見直し、利便性を向上します

No.	2-(2)-1	電子申請(施設予約)の拡充					情報システム課
プラン内容	市民が有料利用する市の施設について、電子申請導入の拡充を行う。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		●文化センターの電子予約開始 ●その他施設拡大を検討				→	
数値目標	【現状値】 電子予約利用可能施設数(累計) 5施設	6施設	7施設	8施設	9施設	10施設	

No.	2-(2)-2	公共施設の休館日、閉館時間等の見直しの検討					経営管理課(関係課)
プラン内容	地区公民館をはじめ、公共施設のほとんどは月曜日が休館日となっている。市民ニーズを把握し、費用対効果などを検証しながら、休館日や閉館時間の見直しについて検討する。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		●基本方針の策定	●基本方針により、新たな公共施設管理の条例改正等の手続きの実施	●新たな公共施設管理の実施	→	→	

### 3 行政情報の共有化

#### (1) 市民ニーズを把握します

No.	3-(1)-1	eモニター制度の導入				秘書課(市民協働課)	
プラン内容	広く市民の参加を促し、多くの意見を聞く機会としてインターネット等を活用したモニター制度を導入する。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		●調査、検討	●試行 ルール、システムの構築	●本格導入	→	→	
数値目標	【現状値】 アンケート回数 (年間) —	—	3回	4回	5回	6回	

No.	3-(1)-2	市公式ウェブサイト「望遠郷」へのモニター導入				秘書課	
プラン内容	「望遠郷」の内容を分かりやすく魅力的にするため、市民の意見や提言を取り入れるシステムを構築する。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		●市民によるモニター制度の検討	●試行 行政、市民双方でサポートしていく体制を整備	●本格導入	→	→	
数値目標	【現状値】 市民モニター人数 (年間) —	—	5人	5人	5人	5人	

No.	3-(1)-3	市民からの提案、意見、要望とその検討結果を公表する仕組みづくり				秘書課
プラン内容	市に寄せられた意見などに迅速かつ誠実に対応し、市民からの信頼を高めるため、公表のルールや方法等を検討する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●基準の作成 ルールや基準の 検討	●ウェブサイトへの 公開(試行、運 用)	●本格実施	→	
数値目標	【現状値】 公表件数(年間) —	—	5件以上	5件以上	5件以上	5件以上

(2) わかりやすい行政情報を提供します

No.	3-(2)-1	ウェブサイトでの情報提供の充実				秘書課
プラン内容	市民に役立つ情報や政策決定過程の情報などをウェブサイト上で公開するための基準を策定し、情報提供の充実を図る。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●公開文書の種類 や基準など調 査、研究	●基準の決定及び 実施	→		
数値目標	【現状値】 公開件数(年間) —	—	5件	5件	5件	5件

No.	3-(2)-2	市道地図情報のウェブサービス				維持管理課
プラン内容	利用者に確実な市道情報を提供し利便性を高めるため、市公式ウェブサイト「望遠郷」を利用して、市道認定の路線、名称及びその地域の地図を公開する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●導入の検討 課題・問題点を洗い出し、先進市の調査	●試行 Webデータの作成	●本格実施	→	
数値目標	【現状値】 ウェブサービスへのアクセス件数 (年間) —	—	50件	240件	360件	480件
見直し内容	24年度実績4,000件、25年度8月末時点でのアクセス件数も2,700件を超えており、当初の目的を達成していることからプランを完了とし、今後もより使いやすいサービスを提供していく事とした。					

No.	3-(2)-3	視覚障害者への市政情報の提供の拡充				障害福祉課
プラン内容	視覚障害者が市政情報を受け取りやすい環境を整えるため、「声の広報」や視覚障害者用活字文章読み上げ装置などのサービス利用者を拡充する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●視覚障害者へのアンケート実施	●PR実施 ウェブサイト周知 窓口案内	→		
数値目標	【現状値】 声の広報利用率※1 + 日常生活用具給付率(視覚障害者が情報を得るための用具のみ)※2 (13% + 25% = 38%) (視覚障害者手帳所持者250名)	42%	50%	50%	53%	55%
見直し内容	インターネットの普及等により「声の広報」の今後の需要減少は避けられないため、「声の広報利用率」と「日常生活用具給付率」を併せて1つの数値目標とし、一体的に拡充を図っていく。					

※1 算出方法: 声の広報利用者 ÷ 視覚障害者手帳所持者 × 100

※2 算出方法: 日常生活用具給付者 ÷ 視覚障害者手帳所持者 × 100

No.	3-(2)-4	市政情報コーナーの利用拡大				行政課
プラン内容	市政情報コーナーの場所や提供する情報を整理・検討し、情報公開及び情報発信の場としてさらに活用する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●市政情報コーナーのあり方の検討	●市政情報コーナーの刷新	●利用の促進、改善	→	→
数値目標	【現状値】 利用者数(年間) 500人	500人	600人	800人	800人	800人

No.	3-(2)-5	市民への災害情報提供の充実				防災危機管理課
プラン内容	災害時において、緊急災害情報等が迅速かつ確に市民へ伝達可能とするため、防災ラジオ※を市民へ販売、公共施設等へ配備するとともに緊急割込放送を開始する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
				●防災ラジオの販売・普及 ●緊急割込放送システムの開始	→	→
数値目標	【現状値】 防災ラジオ普及 (販売・配布及び施設配備)台数 (累計) —			1,500台	2,500台	3,000台
見直し内容	新規プランとして位置付けた。					

※「防災ラジオ」

電源プラグをコンセントに差し込んで待機状態にしておけば、スイッチが入ってなくても、自動的に起動し緊急放送が最大音量で流れます。

## 4 自立的な経営基盤の確保

### (1) 自主財源の安定確保を推進します

No.	4-(1)-1	広告事業の推進	経営管理課(関係各課)			
プラン内容	既に実施している広告媒体以外にも新たに広告媒体を検討し、自主財源の確保に努める。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●継続実施 ●新たな広告媒体の検討				
数値目標	【現状値】 広告収入相当額 (年間) 3,500千円	3,500千円	3,700千円	3,900千円	4,100千円	4,300千円

No.	4-(1)-2	市有財産の適正貸付	財政課			
プラン内容	行政財産目的外使用の自動販売機について、契約方法等を検討し、適正化を図る。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●契約変更準備	●入札方式等の実施			
数値目標	【現状値】 設置か所数 (累計) —	—	4か所	4か所	4か所	4か所

No.	4-(1)-3	西三河地方税滞納整理機構設立等による安定的な自主財源の確保				納税課
プラン内容	景気の悪化により税収の確保が困難な状況にあり、滞納額が増加傾向にある。滞納整理を強化するため、西三河地方税滞納整理機構(地方税の広域徴収組織)を設立し、高額・困難事案の滞納額の圧縮を図る。インターネット公売の拡充や納税者の利便を図るためのコンビニ収納などを推進する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●西三河滞納整理機構の設立 ●インターネット公売の拡充	●口座振替、コンビニ収納等運用内容の検証と推進対策実施			
数値目標	【現状値】 滞納繰越額収納率 ※18% (市税滞納繰越額 約20億円)	19%	20%	21%	21%	22%
見直し内容	当初3年間の予定で設立された西三河地方税滞納整理機構の期間延長に伴い、機構終了後に予定していた困難案件の集中的滞納整理も延長するため、計画を修正した。また平成26年4月から消費税増税となるが、過去の消費税増税時にはいずれも収納率が低下している事実を考慮し、数値目標を修正した。					

※算出方法: 収納額 ÷ 滞納繰越額(前年度末までに累積した市税の滞納額) × 100

No.	4-(1)-4	健全財政の堅持				財政課
プラン内容	景気低迷により、市税収入が大幅に減少し、財源確保が難しくなっている。中・長期を見据えた健全財政を維持するために、基金を計画的に積み立てるとともに、市債を必要最小限に抑制する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●基金の積立 ●市債元金の償還				
数値目標	【現状値】 基金残高※ 193億円 市債元金残高 210億円 (年度末)	200億円 200億円	205億円 200億円	210億円 195億円	215億円 195億円	220億円 190億円

※「基金残高」 目的基金と財政調整基金の合計

(2) 政策形成能力・遂行機能の向上を推進します

No.	4-(2)-1	人材育成に資する研修等の充実				人事課
プラン内容	職員の政策形成能力の向上や意識改革を促し、主体的な自己啓発・能力開発を支援する研修等を実施する。また、民間企業での実務研修を通じて職員の意識改革を図り、経営感覚や柔軟な思考力、スピード感を持った業務遂行能力を身に付けることにより、効率的な行財政運営を展開する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●自己啓発を支援する制度の創設</li> <li>●民間企業への職員派遣</li> </ul>	→		→	
数値目標	<b>【現状値】</b> 支援制度利用者数(年間) — 民間企業派遣者数(年間) —	5人  1人	5人  1人	5人  1人	5人  —	5人  —

No.	4-(2)-2	多様な人材の確保				人事課
プラン内容	多様な人材を確保するため、職員採用候補者試験の改善、任期付短時間職員の試験又は選考による任用等を行う。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員採用候補者試験(新規職員)(筆記試験及び面接試験の見直し)</li> <li>●任期付短時間職員制度※に基づく採用試験の実施</li> </ul>	→		→	

※「任期付短時間職員制度」

「地方公共団体の一般職員の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、専門的な知識が必要な業務や一定期間に業務量の増加が見込まれる業務について、任期を定めて職員を採用する制度

No.	4-(2)-3	新たな人事評価システムの導入				人事課
プラン内容	具体的な業績を反映した人事評価とするため、目標チャレンジ制度※を現行の勤務評定制度に取り込み、その結果を勤奨手当や昇給に反映させる人事評価システムを導入する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●目標チャレンジ制度を取り入れた新勤務評定制度の試行及び研修実施	●新勤務評定制度の実施 ●評定制度結果を勤奨手当及び昇給に反映させるための研究	●新たな人事評価システムの本格稼動		→

※「目標チャレンジ制度」

目標への挑戦、自己評価、上司からの指導助言を通じて、組織の活性化と公務能率の向上を一層推進するとともに、職員一人ひとりの能力開発を図ることを目的とした制度

No.	4-(2)-4	政策研究機能の強化				企画政策課
プラン内容	地方分権・地域主権が進む中、これまでの「課題対応型」から「問題予見・先行解決型」の行政への転換が必要である。調査研究を集中的に行い、基礎自治体としての政策研究・立案機能強化を図るための専門組織を設置する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●組織の経営方針設定 ●専門組織設立準備	●専門組織の設置 ●基礎研究・政策研究を実施		●研究成果の検証 ●組織・課題の再検討	→
数値目標	【現状値】 政策研究広報誌発行回数(年間) —	—	2回	3回	4回	4回
	報告書作成回数(年間) —	—	1回	1回	1回	1回

No.	4-(2)-5	政策法務体制の整備					行政課
プラン内容	政策実現に向けて、法的見地から問題点を早期に解消するために、政策法務を検討できる体制を整える。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●政策法務担当者研修の内容検討</li> <li>●政策法務組織検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政策法務委員会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法規部門の支援体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員研修の実施</li> </ul>	→	
見直し内容	政策法務担当者については他市事例等を参考に検討したが、実効性のある制度とすることが難しいと分かったため、その設置を見送ることとし、代わりに法規係が政策形成過程の早い段階から原課に関わるように支援体制を整備するとともに、職員全体の法務能力を向上させるため研修を実施する計画に修正した。						

## 5 コスト・成果を重視する行政経営

### (1) 事業の選択と経営資源の集中を推進します

No.	5-(1)-1	事業仕分けの導入					経営管理課
プラン内容	行政サービスそのものの必要性や実施方法などを市民参加のもとに、公開の場で外部の視点で議論して、「不要」、「民営化」、「要改善」などに仕分けていく事業仕分けを導入していく。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業仕分けの実施(28事業実施予定)</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の検証</li> </ul>			

No.	5-(1)-2	安城市行政マネジメントシステムの構築				経営管理課(環境首都推進課)	
プラン内容	ISO9001※1、ISO14001※2、行政評価システム※3 との連携により、行政マネジメントシステムの共有化を図り、より効果的かつ効果のあるシステムを再構築する。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		●検討 課題の洗い出し	●効率的なシステムの構築	●ISO9001 とISO14001 との連携	●3システムとの連携	→	
数値目標	【現状値】 作業時間(年間) 25,000時間 (20,000時間) ※4	25,000時間	25,000時間	19,000時間	18,500時間	18,500時間	
見直し内容	各制度・システムの持つ目的を考慮に入れ、運用方法等で共通する部分を連携させることにより、効率的な行政マネジメントシステムを再構築する計画に修正した。また各計画の指標統一による一元化について、その管理については行政評価システム内で実施されており、その実績管理はほぼ連携しているといえるため計画から削除した。それに伴い数値目標を修正した。						

※1「ISO9001」

国際的な品質マネジメントの規格(本市では、平成16年4月に認証取得した。)

※2「ISO14001」

国際的な環境マネジメントの規格(本市では、平成14年4月に認証取得した。)

※3「行政評価システム」

効率的で効果的な行政経営をめざし、成果目標を設定し、限られた経営資源を有効に活用するための行政マネジメントの仕組み

※4 括弧内の数値は見直し後の算出方法に基づいた数値

No.	5-(1)-3	行政評価(施策評価)の仕組みの構築				経営管理課(企画政策課、財政課)	
プラン内容	次期総合計画策定に併せて、施策内での経営資源(ヒト、モノ、カネ)の事務事業の重点化方向の判断を行い、総合計画を効果的に推進するための行政評価(施策評価)の仕組みを構築する。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
				●調査・研究	●調査・研究 ●制度設計	●試行	
数値目標	【現状値】 施策評価数(年間) —	—	—	—	—	14件	
見直し内容	施策評価制度は次期総合計画の施策体系の枠組みがある程度明らかになった段階で、実施していく必要があるため年度計画を修正し、継続して調査・研究を進める。						

No.	5-(1)-4	下水道事業の中長期経営計画の策定				下水道管理課
プラン内容	市民へ適正な汚水処理サービスを提供するため、料金改定、繰入基準の見直し、組織体制を検討し、事業経営指針を策定するための中長期に渡る経営計画を策定する。また、計画に基づき企業会計への移行を検討する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●プロジェクトチームによる計画検討	●計画策定	●計画実行及び検証		●企業会計移行のための資産の調査及び評価

No.	5-(1)-5	補助金等の定期的な見直し				財政課
プラン内容	受益者負担の適正化のため、補助金、使用料・手数料、委託料について4年毎に見直す。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			●使用料・手数料の見直し	●委託料及び補助金の見直し		

(2) コスト削減と行政サービスの維持・向上の両立を推進します

No.	5-(2)-1	職員の諸手当の見直し					人事課
プラン内容	国との比較、地域の特性、事業の特性などを総合的に点検し、諸手当※を見直す。						
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		●諸手当の見直し					
数値目標	【現状値】 見直す手当の数 (年間) — 〔全手当の数〕 15	5	5	5	—	—	

※「手当」

職員の給与のうち、基本給としての給料以外の住居手当、特殊勤務手当、通勤手当など

No.	5-(2)-2	外郭団体※の経営改善の方針及び経営改善計画の策定				経営管理課
プラン内容	各団体が、自助努力により経営が行われることを基本に、補助金等の財政的支援及び人的支援のあり方について検討する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●外郭団体の経営改善方針の策定	●各外郭団体による経営改善計画策定	●改善計画のモニタリング実施		
数値目標	【現状値】 計画数(年間) —	—	3計画	—	—	—

※「外郭団体」

安城市社会福祉協議会、安城市農業振興協会、安城市施設管理協会など市の組織の外にあり、市から出資・補助金を受けるなどして補完的な業務を行う団体

No.	5-(2)-3	情報システム資産の省資源・省エネ化				情報システム課
プラン内容	サーバの統合など最新技術も含めた情報システム全体のあるべき姿を策定し、機器の更新時期などに合わせ段階的に最適化を行うことで、将来のコスト低減、庁舎スペースの効率的な利用を図る。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報システム全体のあるべき姿の決定</li> <li>●最適化実施計画(5か年)の策定</li> </ul>	●システム更新			→
数値目標	<b>【現状値】</b> 統合システム数(累計) — 統合対象システム数 49システム	2システム	9システム	18システム	26システム	37システム
見直し内容	プラン策定当時は市が仮想化基盤を保有し、その仮想化基盤への統合を想定していたが、東日本大震災以降、災害対策とデータ保全の観点からデータセンターの利用を開始したため、維持管理費の削減額の経年比較ができなくなったため数値目標を削除した。また統合対象のシステム残数としていた数値目標を統合システム数に変更し、平成24年度時点において計画を上回ったため目標数値を修正した。					

No.	5-(2)-4	情報システムの共同開発等の検討				情報システム課
プラン内容	各自治体で構築・運用してきた情報システムについて、周辺自治体との共同開発・共同運用をすることによる人的・財政的な負担減について検討する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●碧海5市と西尾市の6市による研究会の開催</li> </ul>	→	→	●方針決定	
見直し内容	近隣自治体と共同開発について協議したが、システムの更新時期・各市の方針の違い等から共同開発は行わない事を決定したため、プランを完了とした。					

No.	5-(2)-5	公有財産台帳と固定資産台帳の統合				財政課
プラン内容	地方自治法により作成することとされている公有財産台帳と新地方公会計制度に基づく固定資産台帳を統合し、管理を一本化することにより、事務の効率化と有効活用を図る。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●統合準備	●新台帳の整備	●新台帳運用	→	
数値目標	【現状値】 作業時間(年間) 900時間	900時間	900時間	800時間	700時間	700時間

No.	5-(2)-6	公用車管理の見直し				財政課
プラン内容	公用車の一元管理の台数を増やし、効率的な稼働を行うことにより、公用車を削減する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●一元管理実施		●効果の検証	→	
数値目標	【現状値】 一元管理台数 (累計) 5台	26台	30台	33台	37台	37台
	削減台数 (累計) — (対象台数74台)	2台	4台	6台	8台	—

No.	5-(2)-7	市有バスの効率的な運用				財政課
プラン内容	市有バス(大型バス1台、マイクロバス2台)の運行業務の民間への委託を拡充する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●運行方式の方針決定 ●人員配置計画を策定	●民間移行への調整	→	→	●民間委託実施
数値目標	【現状値】 運行委託台数 (累計) 1台  (大型バス1台 (運行委託) マイクロバス2台 (直営))	1台	1台	1台	1台	3台

No.	5-(2)-8	公用車整備の効率化				財政課
プラン内容	公用車の車検、点検の民間委託を拡充する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●直営で行う整備内容の検討	●民間委託の実施			
数値目標	【現状値】 民間車検委託割合※ 77%  (車検対象台数 144台)	84%	100%			

※算出方法: 民間車検委託台数 ÷ 車検対象台数 × 100

No.	5-(2)-9	工事関係書類の電子化に伴う保管管理システムの構築				契約検査課
プラン内容	工事関係書類の電子化に伴い、保管管理システムを構築し一元管理することで、必要な情報を素早く検索し有効活用を図る。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●保管管理システム検討 ●電子納品(工事写真)の範囲拡大	●保管管理システムの設計	●保管管理システムの開発	●保管管理システムの試行運用	●システムの本格運用
数値目標	【現状値】 工事写真の電子納品率※ 53% (工事完了件数 116件)	60%	80%	100%	—	—

※算出方法: 電子納品件数 ÷ 工事完了件数 × 100

No.	5-(2)-10	エルタックス(市税の電子申告)の推進				市民税課・資産税課
プラン内容	平成21年9月から導入したエルタックスによる申告を推進し、事務時間を削減する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●法人市民税の新システム導入 ●償却資産システム改修検討 ●PR活動	●償却資産システム改修	●償却資産システム導入		
数値目標	【現状値】 システム導入による削減事務時間(累計) 1,200時間	1,250時間	1,260時間	2,060時間	2,280時間	2,290時間

No.	5-(2)-11	医療機関からの各検診結果の電子データ化				健康推進課
プラン内容	市民の健康増進のために実施している医療機関での各種検診(特定健診、がん検診等)の結果を、紙から電子データによる提出に変更し、入力ミスの防止、入力作業の時間短縮、経費削減を図る。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●医師会、医療機関との調整	●保健衛生システム改修検討	●システム改修	●電子媒体提出の開始	→
数値目標	【現状値】 電子データ件数 (年間) — (紙データ 35,000件/ 年間)	—	—	—	17,500件	20,000件
見直し内容	二次予防事業対象者の選定の際の医師による生活機能評価(約15,000件)の廃止に伴い、数値目標を修正した。					

No.	5-(2)-12	エコ住宅を活用した集団移転による効率的な整備				区画整理課
プラン内容	住宅密集地区でエコ住宅5棟を活用し、一団の5軒の家屋を移転させることにより、その地域の道路工事と宅地造成工事を一体的に行い、まとまった面積の仮換地が使用できる。その結果、移転に要する期間を短縮し、コストを削減する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●エコ住宅を活用した集団移転	(エコ住宅2巡目入居)	●道路・宅地造成工事実施	(エコ住宅3巡目入居)	●道路・宅地造成工事実施
数値目標	【現状値】 エコ移転住宅 入居戸数(累計) 5戸	5戸	10戸	10戸	15戸	15戸

No.	5-(2)-13	水田貯留による雨水対策				土木課
プラン内容	農家の協力を得て、雨水を水田に一時的に貯留することで、下流への流出抑制を図る。調整池築造と比較して工事費が非常に安価である水田貯留により、雨水対策を推進する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●水田貯留業務委託実施</li> <li>●次年度整備か所関係者説明会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水田貯留調整柵整備工事</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●水田貯留業務委託</li> </ul>	→
数値目標	【現状値】 水田貯留面積 (累計) 6.5ha	6.5ha	12.5ha	17.5ha	27.5ha	36.5ha
	削減効果額 (累計) 191百万円	191百万円	367百万円	513百万円	805百万円	1,067百万円

No.	5-(2)-14	指定管理者制度の拡充				経営管理課
プラン内容	指定管理者制度※を拡充し、施設利用者へのサービス向上、管理経費の節減を図る。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●直営施設への指定管理導入可否の一斉調査実施</li> <li>●調査結果をもとに今後の導入開始時期の策定</li> </ul>	●指定管理者選定			→
数値目標	【現状値】 指定管理施設数 (累計) 39施設 (公の施設数 238施設)	39施設	39施設	40施設	41施設	42施設

※「指定管理者制度」  
地方公共団体が設置する、公の施設の管理運営を民間事業者やNPOなどに委ねる制度

No.	5-(2)-15	「創意と工夫」の継続実施				財政課
プラン内容	職員が新たな発想により、事務事業の見直し・改廃を行う「創意と工夫」を実施し、経費節減を図る。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		●実施	→	→	→	→
数値目標	【現状値】 経費削減額 (年間) —	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円

No.	5-(2)-16	基幹系システムの統合				情報システム課
プラン内容	本市単独で外部のデータセンター上にシステム基盤を構築し、住民記録、税、福祉、保険等の基幹系システムを全面的に刷新して統合する。					
年度計画	22年度 (基準年)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
				●計画立案 ●関係部署調整 ●調達仕様書作成	●業者選定 ●既存システムからのデータ移行	●システムテスト ●新システム運用開始
見直し内容	新規プランとして位置付けた。					